

令和5年5月8日

生徒及び保護者の皆さまへ

県立秦野総合高等学校長

今後の県立高等学校の教育活動等について

日頃より、本校の教育活動についてご理解とご協力をいただきまして感謝申し上げます。

現在、新型コロナウイルス感染症が令和5年5月8日付けで、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）上の5類感染症に移行することに伴い、令和5年5月7日をもって「県立高等学校及び県立中等教育学校における保健管理等に関するガイドライン」を廃止するとともに、令和5年5月8日以降の教育活動等について、次のように対応することとしました。基本的な感染症対策を講じながら、通常の教育活動を実施します。引き続き、本校の教育活動についてご理解とご協力を宜しくお願い致します。

<新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行に伴う留意点>

○健康観察について

- ・発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合には、無理をせず、自宅で休養する。
- ・健康状態を継続的に把握する。（毎日の健康観察票の記入・確認は不要。）

○換気の確保について

- ・気候上可能な限り、2方向の窓を同時に開けて常時換気をする。

○マスクの取り扱いについて

- ・マスクの着用は求めない。

○清掃・消毒について

- ・清掃活動とは別に日常的な消毒作業を行うことは不要とする。

○出席停止について

- ・感染が判明した場合は、出席停止（発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで）

<新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行に伴う変更点>

○濃厚接触者の特定やその行動制限はなくなることから、学校において濃厚接触者相当の者の調査は行わない。

○新型コロナウイルスワクチンの接種のための出欠席の扱いは、原則「欠席」扱いとする。

○ワクチン接種後の副反応疑いについては、これまでの対応を継続する。

新型コロナウイルスワクチン接種に伴う副反応であるか不明であるが接種後に体調不良により欠席した場合は、保護者の申し出により、『症状があり罹患の疑いがある場合』と同等の扱いとし、学校保健安全法第19条による「出席停止」

接種後に体調不良により欠席した生徒が、医師により、新型コロナウイルスワクチン接種に伴う副反応であると診断された場合は、保護者の申し出により、「校長が出席しなくてもよいと認めた日」（出席停止等）

問合せ先

副校長 武田

電話 (0463)82-3194 (直通)